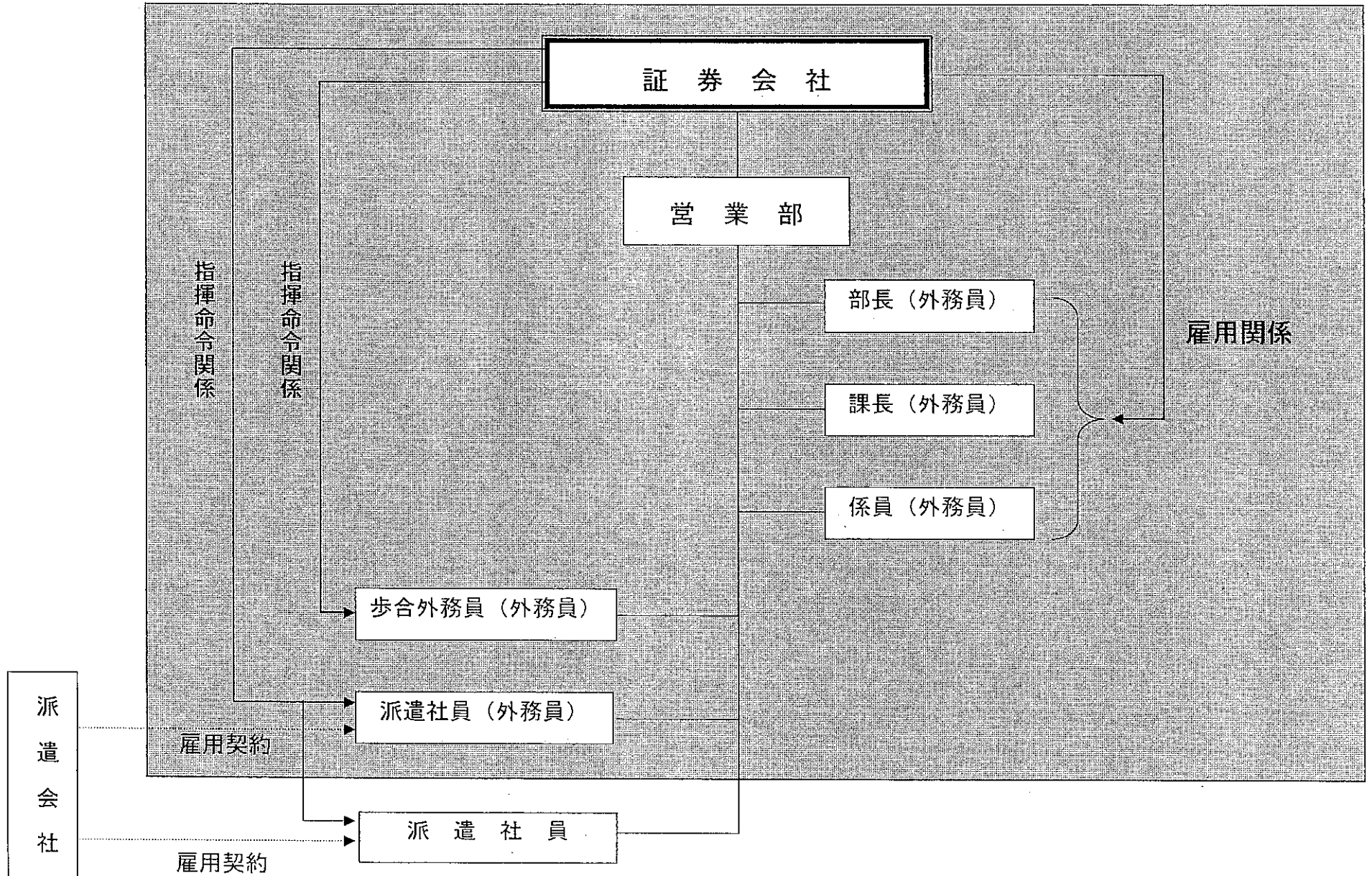


平成14年9月30日

「証券会社の販売代理店制度について」

外務員制度のイメージ



米国における証券外務員及び証券会社の形態

1. インディペンデント・コントラクター (IC) について

- IC とは、独立の個人事業主として証券会社と IC 契約（請負又は委任契約）を結んで証券営業を行う者。
- 報酬体系は、完全歩合制となっており、営業コストは IC が負担するのが通常。
- 日本の歩合外務員と異なり、会計士やフィナンシャル・プランナー、不動産ブローカー、保険営業員等の他業と兼業をしているケースが多く、営業の拠点もほとんどが自分の事務所となっている。
- 一社専属は法律上は義務付けられてはいないが、証券会社が二重登録を拒否するケースが多いため、実質的にはほとんどが一社専属となっている。

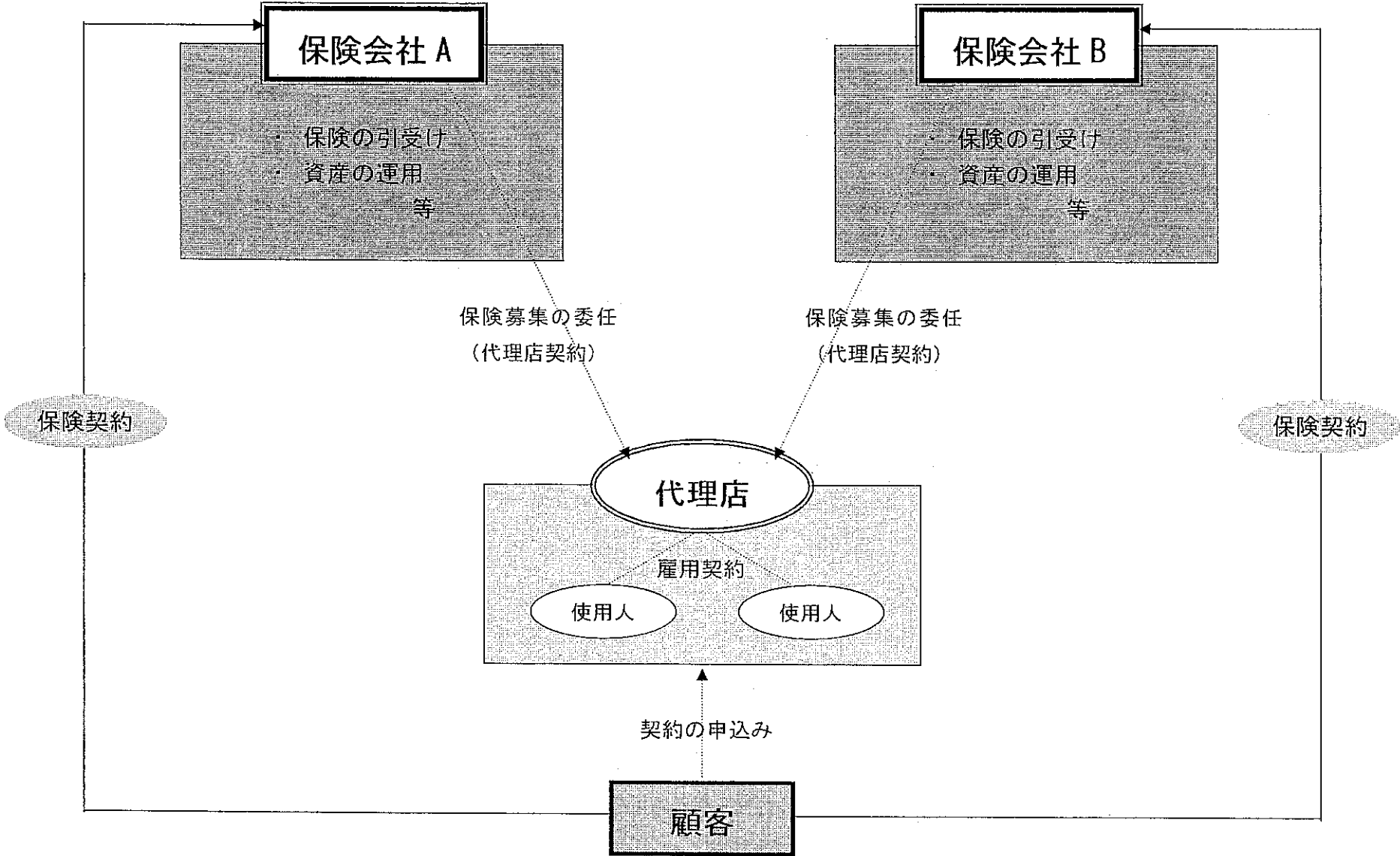
2. イントロデュースング・ファーム (IF) について

- IF とは、一般に、自社で清算業務を行わない会社とされており、その多くは自ら顧客口座を有さず、投資アドバイスの提供、注文の受託等、対顧客業務のみを行い、バックオフィス業務（注文の執行、決済、口座管理等）をクリアリング・ファームに委託している。
- このような形態をとる IF は、ブローカー業務を行う証券会社の約 88%（5568 社中 4908 社）を占めており、さらに、ブローカー業務を行う NYSE 会員のうち、約半数（269 社中 138 社）を占めている。
- 証券取引所法規則においては、顧客との全ての取引を、顧客の名前、住所等を知らせてクリアリング・ファームにおいて清算し、かつ自ら顧客資産を保有しない者について、最低純資産要件を緩和しており、参入が容易になっている。

出典：SEC Annual Report 2001、NYSE Fact Book 2001、証券販売チャネルの多様化（2000年6月証券団体協議会議）等

損害保険代理店のイメージ

3



※「保険募集」…保険契約の締結の代理又は媒介のこと

保険会社の代理店制度

<p>本体の参入要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・免許制 ・業務を健全かつ効率的に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ収支見込が良好 ・業務を的確、公正かつ効率的に遂行する知識及び経験を有し、かつ社会的信用を有する者 ・資本金10億円以上
<p>代理店の業務内容</p>	<p>所属保険会社のために保険契約の締結の代理または媒介を行う</p>
<p>代理店の要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・登録制 ・個人代理店及び法人代理店 登録拒否要件 【個人代理店】 ①破産者で復権を得ない者 ②禁錮以上の刑の執行の終了から3年経過していない者 ③保険業法違反による罰金の刑の執行の終了から3年経過していない者 ④登録を取り消されてから3年経過していない者 ⑤成年被後見人若しくは被保佐人 ⑥申請の日前3年以内に保険募集に関し著しく不適当な行為をした者 ⑦保険仲立人又はその役員若しくは保険募集を行う使用人 ⑧営業に関する能力を有しない未成年者で法定代理人が①～⑦に該当する者 ⑨保険募集を行う使用人のうちに⑦に該当する者のあるもの 【法人代理店】 ⑨役員のうち①～⑥に該当する者があるもの ⑩役員又は保険募集を行う使用人のうち⑦に該当する者のあるもの
<p>一社専属義務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・損害保険会社については規定なし ・生命保険会社については原則的には一社専属。ただし、専門的知識を有し、他の募集人に対し十分な教育を行い得る者、業務の適切な管理を行い得る者がいる場合等には、2社以上の所属生命保険会社と契約出来る
<p>所属会社の賠償責任等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険募集人が保険募集につき保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負う旨の規定有り
<p>当局の検査・監督権限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険募集人の事務所への立入検査権 ・保険契約者等の利益を害する事実が認められるときは、保険募集人に対し、業務改善命令を発することが出来る ・保険募集に関し著しく不適当な行為をしたと認められるとき等に、業務停止命令を発することが出来る

銀行の代理店制度

本体の参入要件	<ul style="list-style-type: none"> ・免許制 ・業務を健全かつ効率的に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ収支見込が良好 ・業務を的確、公正かつ効率的に遂行する知識及び経験を有し、かつ社会的信用を有する者 ・資本金20億円以上
代理店の業務内容	<p>委任を受けた銀行のために銀行業務の全部又は一部を行う</p> <p>【銀行業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金又は定期積金等の受入れ ・資金の貸付け又は手形の割引 ・為替取引 <p>【付随業務の一部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務の保証又は手形の引受け ・国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い ・有価証券、貴金属その他の物品の保護預り ・両替
代理店の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・届出制 <p>【個人代理店】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務に関する十分な知識・経験、社会的信用を有する者 ・代理業務に専念できる者 ・十分な財産的基盤を有する者 <p>【法人代理店】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代理業務を的確・公正・効率的に遂行する知識・経験を有する人材を確保していること ・銀行の100%子会社若しくは銀行持ち株会社の子会社 ・代理業務を専ら営む法人 <p>(注)上記のほか、必要な犯罪防止措置、顧客情報の適切な管理、代理業務に係る財産と代理店固有の財産の分別管理、代理店と委任する銀行の名称等の掲示が要件となっている。</p>
一社専属義務	規定なし
所属会社の賠償責任等	規定なし
当局の検査・監督権限	代理店も報告徴求・立入検査の対象

代理店制度についての主な論点

- 制度導入の意義
 - ・ 販売チャネルの多様化、拡充

- 主体
 - ・ 個人、法人

- 代理業務の範囲
 - ・ ブローカー業務
 - ・ ディーリング業務、認可業務

- 登録要件
 - ・ 証券会社の登録拒否要件（人的基準、財務基準）
 - ・ 所属証券会社に係る基準、一社専属要件

- 代理店に係る規制
 - ・ 行為規制、財務規制

- 代理店への検査・監督権限

- 所属証券会社の責任
 - ・ 損害賠償責任の明確化

- その他
 - ・ 諸制度との関連（証券業協会、外務員制度 等）

証券会社の業務範囲

証券取引法	証券会社の業務範囲
① 証券業務 (法第 2 条第 8 項)	1. 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（以下「有価証券等の売買等」という） 2. 有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理 3. 取引所有価証券市場における有価証券等の売買等の委託の媒介、取次ぎ又は代理 4. 有価証券店頭デリバティブ取引又は取引の媒介、取次ぎ若しくは代理 5. 有価証券の引受け 6. 有価証券の売出し 7. 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い 8. 私設取引システム（PTS）の運営
② 付随業務 (法第 34 条第 1 項)	1. 有価証券の保護預り 2. 有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理 3. 信用取引に付随する金銭の貸付け 4. 保護預り有価証券を担保とする金銭の貸付け 5. 有価証券に関する顧客の代理 6. 投資信託に係る収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理 7. 証券投資法人の投資証券に係る金銭の分配、払戻金若しくは残余財産の分配又は利息若しくは償還金の支払に係る業務の代理 8. 累積投資契約の締結 9. 有価証券に関連する情報の提供又は助言 10. 他の証券会社、外国証券会社又は登録金融機関の業務の代理
③ その他業務 (届出制) (法第 34 条第 2 項)	1. 投資顧問業・投資一任業務 2. 投資信託委託業又は投資法人資産運用業 3. 金融先物取引業 4. 商品市場における取引に係る業務 5. 有価証券関連以外のデリバティブ取引 6. 通貨の売買又はその媒介、取次ぎもしくは代理に係る業務 7. 貸金業 8. 商品投資販売業 9. 小口債権販売業 10. その他内閣府令で定める業務

※①の 4、5、8 の業務については認可制となっている。